

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第120号

令和6年2月22日

サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領の制定について（通達）

サイバーパトロール用スマートフォンについては、「サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領の制定について（通達）」（令和2年3月25日付け熊少第121号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、交信による児童の保護活動を廃止し、別添「サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領」のとおり運用することとしたので、その取扱いに誤りのないようにしたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

別添

サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領

第1 目的

この要領は、サイバーパトロール用スマートフォンについて必要な事項を定め、SNSにおける子供の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの発見等を推進し、SNSに起因する子供の性被害等防止に係る活動の強化を図ることを目的とする。

第2 運用体制及び任務

1 統括運用管理者

サイバーパトロール用スマートフォンの運用及び管理に関する事務を統括するため、警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に統括運用管理者を置き、生活安全企画課長をもって充てる。

2 運用管理者

サイバーパトロール用スマートフォンを運用する所属（以下「運用所属」という。）に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。運用管理者は、所属におけるサイバーパトロール用スマートフォンの適正な運用を確保するために必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

運用管理者を補佐するため、運用所属に運用管理補助者を置き、生活安全企画課にあっては肥後っ子サポートセンター係又は特捜係の担当補佐、警察署にあっては生活安全担当課長をもって充てる。

4 取扱担当者

サイバーパトロール用スマートフォンの取扱担当者は、生活安全企画課にあっては肥後っ子サポートセンター係又は特捜係、警察署にあっては少年担当係から運用管理者が指定する者とする。取扱担当者は、運用管理補助者の指揮の下、第4に定める活動を実施する。

なお、運用管理者は、取扱担当者について「取扱担当者指定簿」（別記様式第1号）により管理するとともに、その写しを統括運用管理者に送付すること。

第3 サイバーパトロール用スマートフォンの運用

1 SNS等利用の許可

運用管理補助者は、サイバーパトロール用スマートフォンでSNS等を利用するに当たっては、「熊本県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目について（通達）」（令和5年3月14日付け熊情管第90号。以下「対策基準細目」という。）に基づき、同細目に定める「外部サービス利用申請書」（様式第21号）に

より運用管理者に申請し、許可を得ること。

申請を受けた運用管理者は、利用を許可する場合には、当該申請書を統括運用管理者を経由して情報セキュリティ管理者に送付し、情報セキュリティ管理者及び統括運用管理者と協議の上、講ずべき対策を定めること。

運用管理補助者は、申請内容に変更が生じた場合には、申請時と同様の手続を取ること。

なお、不要なアカウントが生じた場合には、当該アカウントを速やかに削除するとともに、運用管理者にその旨を届け出ること。

2 管理及び利用手続

(1) 統括運用管理者による管理

統括運用管理者は、全てのサイバーパトロール用スマートフォンを「サイバーパトロール用スマートフォン貸出管理簿」（別記様式第2号）に登載し、貸出・返却等について確実に管理すること。

(2) 借用申請手続

ア 運用管理者は、サイバーパトロール用スマートフォンの借用に当たっては、事前に統括運用管理者と協議の上、「借用申請書」（別記様式第3号）により統括運用管理者に申請すること。

イ 借用期間は原則として1年以内とする。

ウ 借用を延長する必要があるときは、再度、アの手続きによること。

(3) 管理・運用に関する教養

サイバーパトロール用スマートフォンを借用する所属の取扱担当者は、同スマートフォンの受領に当たり、生活安全企画課における取扱担当者によるサイバーパトロール用スマートフォンの管理・運用に関する教養を受けること。

(4) 運用所属における管理

ア 運用管理者は、対策基準細目に定める「支給携帯電話機管理簿」（様式第34号）に登載して管理すること。

イ 運用管理補助者は、サイバーパトロール用スマートフォンを施錠設備のある保管庫に保管するとともに、月に1回以上、その所在を点検し、点検結果を対策基準細目に定める「外部記録媒体等点検表」（様式第35号）に記載すること。

(5) 庁舎外への持出し

取扱担当者は、支給されたサイバーパトロール用スマートフォンを警察の庁舎外に持ち出す場合は、対策基準細目に定める「モバイル端末・外部記録媒体等利用管理簿」（様式第12号）に必要な事項を記載し、運用管理補助者の許可を受けらること。また、利用が終了した場合は、運用管理補助者に紛失、破損等のない旨のほか、実施結果について報告すること。

(6) 返却時の措置

運用管理者は、サイバーパトロール用スマートフォンを統括運用管理者に返却する場合は、同スマートフォンに保存されたSNS等の外部サービスや登録したアカウント等を確実に削除し、アンインストールするなど、借用前の状態に戻した上で返却すること。

3 遵守事項

- (1) サイバーパトロールの目的以外に使用しないこと。
- (2) サイバーパトロールの業務に関係のない者に貸与しないこと。
- (3) 警察情報システム、個人所有のパソコン等に接続しないこと。
- (4) サイバーパトロール以外では、サイバーパトロール用スマートフォンの記憶装置へのデータ保存及び送信を行わないこと。
- (5) サイバーパトロール用スマートフォンのカメラ機能、通話機能を使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、統括運用管理者と協議すること。
- (6) サイバーパトロール用スマートフォンの通信契約に付随する新たな契約を結ばないこと。

第4 サイバーパトロール用スマートフォンを用いた活動

1 不適切な書き込みの発見・報告

取扱担当者は、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）」（令和4年12月14日付け熊生企第959号）に基づき、サイバーパトロール用スマートフォンを活用して、SNSにおける児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの発見に努めること。また、当該不適切な書き込みを発見した場合、その都度、同通達に定める「児童の性被害等に関する書き込み発見報告書」により、生活安全企画課へ報告すること。

2 対象者の保護活動等

サイバーパトロールにおいて、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など、児童の安全を早急に確認する必要がある書き込みを発見した場合は、運営事業者に対する緊急開示要請等の調査を行うとともに、関係規定に基づく人命保護のための緊急措置を講じるなど、適切な方法により、速やかに児童の保護活動を実施すること。

第5 管理対象情報の分類

本業務に係る「熊本県警察における情報セキュリティに関する対策基準について（通達）」（令和5年3月14日付け熊情管第80号。以下「対策基準」という。）第5の1(2)イ(ア)に規定する管理対象情報の分類については次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
サイバーパトロール用 スマートフォンで 取り扱う情報	2 (中)	2 (高)	2 (高)

第6 情報セキュリティインシデント発生時の措置等

運用管理者は、サイバーパトロール用スマートフォンの取扱いにおいて、対策基準第2の2(4)ア(ア)の要報告インシデントを認知したときは、情報管理課長を経由して情報セキュリティ管理者に速やかに報告するものとする。

第7 関係文書の保存期間

本通達における関係文書の保存期間については、次表のとおりとする。

番 号	名 称	保存期間
別記様式第1号	取扱担当者指定簿	1年(暦年)
別記様式第2号	サイバーパトロール用スマートフォン貸出 管理簿	3年(暦年)
別記様式第3号	借用申請書	1年(暦年)

第8 その他

この要領に定めるもののほか、サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理については、熊本県警察情報セキュリティに関する訓令(平成16年熊本県警察本部訓令第2号)及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する規定の適用を受けるものとする。

※ 別記様式(略)